



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白鳥町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

賞与支払時の各保険の保険料計算について

賞与支給の時期となりました。保険料計算は下記を参考にして下さい。

健康保険料 標準賞与額 × 1000分の50.2 (保険料上限 287,646円)

介護保険料 標準賞与額 × 1000分の7.9 (保険料上限 45,267円)

厚生年金保険 標準賞与額 × 1000分の89.14 (保険料上限 133,710円)

※ 「標準賞与額」とは賞与支給額の1,000円未満を切り捨てた額

※ 円未満端数処理は50銭以下切り捨て、51銭以上は1円に切り上げ

雇用保険料 賞与支給額 × 1000分の4 (建設業は1000分の5)

※ 円未満端数処理は50銭以下切り捨て、50銭1厘以上は1円に切り上げ

ただし、慣習の場合、「円未満を切り捨て」でも可

②※賞与支給月に退職等で資格喪失した場合（退職日の翌日が賞与支給月の場合）、健康保険・介護保険・厚生年金保険料は徴収しません。もし徴収してしまった場合は、最後の給与で返金して下さい。雇用保険料のみ徴収します。ただし、月末退職の場合は全て徴収します。

職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む事業主の皆様へ

平成28年度の両立支援等助成金のお知らせ

●出生時両立支援助成金 ※新設

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。

◆支給対象となるのは、子の出生後8週間以内に開始する14日以上（中小企業は5日以上）の育児休業です。

◆過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外です。

◆支給対象となるのは、1年度につき1人までです。

【支給額】

中小企業	取組及び育休1人目	: 60万円
	2人目以降	: 15万円
大企業	取組及び育休1人目	: 30万円
	2人目以降	: 15万円

●中小企業両立支援助成金 代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を3ヶ月以上利用した労働者を現職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に助成します。

◆育児休業取得者の現職等復帰日（育児休業終了日の翌日）から起算して6ヶ月を経過する日が平成28年4月1日以降の場合

【支給額】 育児休業取得者1人当たり：50万円

※育児休業取得者が期間雇用者の場合10万円加算

※当該期間雇用者が雇用期間の定めのない労働者として復職した場合はさらに10万円加算

【支給対象期間】

最初の支給対象労働者の現職等復帰日から起算して6ヶ月を経過する日の翌日から5年以内

※くるみ取得事業主の場合、現職等復帰日から起算して6ヶ月を経過する日が、平成37年3月31日までの育児休業取得者が対象となります。

【上限人数】

一年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）に延べ10人

※くるみ取得事業主の場合、平成37年3月31日までの間で延べ50人

●中小企業両立支援助成金 育休復帰支援プランコース

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休取得した場合及び復帰した場合に中小企業に助成します。

◆これまで支給対象となるのは1企業につき1人まででしたが、これを拡充して、1企業につき2人まで（期間雇用者1人、雇用期間の定めのない労働者1人）です。

◆平成28年度の後半からは、介護休業についても対象とする予定です。

【支給額】

正社員、期間雇用者それぞれ1人について、以下の通り支給

プランを策定し、育休取得したとき：30万円

育休者が職場復帰したとき：30万円

中小企業の範囲

中小企業事業主の範囲は「資本金の額または出資の総額」または「常時雇用する労働者数」のいずれかが、下表に該当する場合となります。

区分	小売業 (飲食店を含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額または出資の総額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

お問い合わせ先

広島労働局雇用均等室

TEL (082) 221-9247

今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。